

射水市教育委員会 3 月定例会会議録

開会日時 平成 2 7 年 3 月 2 6 日 (木)

開会 午前 1 0 時 5 分

閉会 午前 1 1 時 4 5 分

会議場所 下庁舎 2 0 1 会議室

出席委員

眞岸委員長、宮原委員、大代委員、織田委員、結城教育長

会議事件説明員

橋詰教育次長、亀田教育次長、尾山学校教育課長、島田生涯学習・スポーツ課長、川室子育て支援課長、沢田教育センター所長、島崎中央図書館長、原田新湊博物館長、杉高学校教育課主幹、高橋生涯学習・スポーツ課主幹、子育て支援課杉本係長、塩谷学校教育課長補佐

傍聴人数 1 名

会議の要旨

午前 1 0 時 5 分、委員長が開会を宣した。

平成 2 6 年度末教員人事異動の状況と当面の問題については、公表前の人事に関するこのため、傍聴できないこととした。

1 会議録の承認

承認された。

2 教育長の報告

(1) 平成 2 7 年 3 月議会開催状況について

教育長が概要を説明し、教育次長が資料 1 に基づき説明した。

3 議案

(1) 射水市教育委員会公告式規則の一部改正について

(2) 射水市教育委員会会議規則の一部改正について

(3) 射水市教育委員会傍聴人規則の一部改正について

(4) 射水市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

(5) 射水市教育委員会処務規程の一部改正について

(6) 射水市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部改正について

(7) 射水市教育委員会公印規程の一部改正について

(8) 射水市教育委員会表彰規則の一部改正について

(9) 射水市立学校管理規則の一部改正について

学校教育課長が(1) から(9) までを資料 2 から資料 1 0 までに基づき説明し、可決された。

(10) 射水市新湊中央文化会館条例施行規則の一部改正について

(11) 射水市小杉文化ホール条例施行規則の一部改正について

(12) 射水市大門総合会館条例施行規則の一部改正について

(13) 射水市陶房「匠の里」条例施行規則一部改正について

(14) 射水市文化財保護条例施行規則の一部改正について
(15) 射水市学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部改正について
生涯学習・スポーツ課長が(10)から(15)までを資料11から資料16までに基づき説明し、可決された。

(16) 射水市立幼稚園管理規則の一部改正について
(17) 射水市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

関連

(18) 子ども・子育て支援新制度における保育料(利用者負担)について
子育て支援課長が(16)、(17)を資料17、資料18に基づき説明し、可決された。
加えて(18)を資料19に基づき説明した。

4 協議事項

(1) 平成27年度 学校訪問計画について
学校教育課長が資料20に基づき説明した。

5 各課等の報告事項

(1) 平成26年度末教員人事異動の状況と当面の問題について
教育次長が資料21に基づき説明した。

(2) 平成27年度学校歯科医の変更について

(3) 平成27年度小・中学校児童生徒数について
学校教育課長が資料22、資料23に基づき説明した。

(4) 教育委員会行事予定
学校教育課長補佐が資料24に基づき説明した。

6 その他

次回教育委員会の定例会開催日時について

日時・場所は、4月22日(水)午前10時から下庁舎にて会議
臨時会を4月1日に開催 午後4時から下庁舎にて会議

7 議事

(1) 射水市立幼稚園預かり保育実施要綱の一部改正について

[委員] だんだんと一時預かりが増えてきているので、保育体制などしっかりと対応されたい。

[事務局] 新制度では、一時預かりについて子育てのための事業として位置付けられており、しっかりと対応していきたい。一時預かりの時間などに差はあるが、その地域に応じたものとなっている。

(2) 射水市教育委員会処務規程の一部改正について

[委員] 処務規定の一部改正の中で、教育長の職務代理はこれまで教育次長が行っていたが、新制度では委員がなることでよろしいですね。教育長の任務については、事務局が行う事務についても、指揮監督することとなるが、実際は非常勤である教育委員が教育長の代理をするのは難しいものがある。

[委員] 職務代理者の任期はどうなるのか。

[事務局] 教育長が欠けたときや事故があるときは、教育長があらかじめ指名した委員が職務代理を務めることとなる。非常勤の教育委員が教育長の職務代理を務めることは難しいもの

があるが、法第25条には教育長は、事務を事務職員等に委任又は臨時に代理させることができることとなっているため、結果的には次長等事務局職員に委任することとなる。

[事務局] 職務代理の任期については、法的には定められていない。次のものを指名するまでとなる。なお、1年なり、一定の期間で区切り、再度氏名ということも可能かと考える。

(3) その他議案関連

[委員] 陶芸の歴史等学問を学べるようにしてもよいのでないか、修得の程度により段位や級を与えることとすれば、受講者も励みになるのでないか。

[事務局] 検討したい。

[委員] 公民館などでも手軽に取り組めるようすればよいのでないか。

[事務局] 出前講座もあり、対応はできるものと考え。

[委員] 作品を市展・県展等に出品されている人もいる。そういった方々に指導をしてもらうことも考えてはどうか。

[事務局] 講座等で習った人が、今度は教える立場になるのは、生涯学習の基本にもつながる。いろいろなやり方を考えたい。

(4) 平成27年度 学校訪問計画について

[委員] 学校訪問によって、学校現場が抱える課題・問題等を教育委員会が見て、意見を交換することで、課題・問題等の共有ができる。また、学校の支援にもつながっていくと考える。

(5) 平成26年度末教員人事異動の状況と当面の問題について

[委員] 退職される教員の方々に、射水市教育への学習支援など協力をお願いするといったことはあるのか。

[事務局] 再任用として、学校で勤務される方や他の教育機関で勤務される方はいる。

(6) 鏝絵看板デザイン入賞作品について

[委員] 県外の学校からも応募があるようだが。

[事務局] インターネットを介して知り、学級で取り組んでいただいたところもある。

[委員] 小杉駅前の鏝絵看板が完成まで1年間かかるとのことだが、今の盛り上がりを継続させるためにも原画展などを開催されては如何か。

[委員] 展示の仕方も工夫して、街中を作品を観ながら歩けるようにし、竹内源造記念館にたどり着く、また、大島絵本館にたどり着くといったようなことも良いのではないか。

[事務局] 駅舎や源造記念館などでの企画を考えたい。ポスターなどで今回の良かった作品を取り上げていくことも考えたい。

[委員] この4月から新教育委員会制度のもと教育行政が執り行われる。委員一人ひとりの資質向上を図っていく必要がある。事務局とともに国や県の動きをはじめ、市内の状況を情報共有していきたい。新教育長のもと、しっかりと務めていきたい。

午前11時45分、議事等が終了したので委員長が閉会を宣した。